

六

23の2.1

- (b) 先の調査が同一の国際調査機関若しくは国際調査機関として行動する官庁と同一の官庁によつて行われた場合又は(a)に規定する写し若しくは翻訳文が当該国際調査機関が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により若しくは優先権書類の形式で当該国際調査機関が入手可能である場合には、(a)に規定する写し又は翻訳文は、(a)の規定に基づいて提出することを要求されない。
  - (c) 願書に国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨又は異なる言語で出願されたことを除いて国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨の陳述が12.4(ii)の規定に基づいて記載された場合には、(a)(i)及び(ii)に規定する写し又は翻訳文は、これらの規定に基づいて提出することを要求されない。
- 第二十三規則の次に第二十三規則の二として次のように加える。
- 第二十三規則の二 先の調査又は先の分類に関する書類の送付
- 4.12の規定に基づく請求における先の調査に関する書類の送付
- (a) 受理官庁は、調査用写しとともに、出願人が12.4の規定に基づく請求を行った先の調査に関する2.1(a)に規定する写しを、国際調査機関に送付する。ただし、当該写しが次のいずれかの条件を満たすものとする。
- (i) 出願人によつて国際出願とともに受理官庁に提出されたこと。
  - (ii) 受理官庁が作成し、当該国際調査機関に送付するよう出願人によつて請求されたこと。
  - (iii) (d)の規定に従い、受理官庁が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により当該受理官庁が入手可能であること。

23の2.2

- (a) 41.2の規定の適用上、国際出願が受理官庁として行動する官庁と同一の官庁に提出された一又は二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴い、及び当該官庁が当該先の出願について先の調査を行った場合又は当該先の出願を分類した場合には、受理官庁は、第三十条(3)の規定によつて適用する同条(2)(a)、並びに(b)、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、当該官庁が入手可能な形式で(例えば、調査報告、列記された先行技術の一覧表又は審査報告の形式で)調査用写しとともに当該先の調査の結果の写し及び、既に入手可能なときは、当該官庁が付与したその先の分類の結果の写しを国際調査機関に送付する。当該受理官庁は、第三十条(3)の規定によつて適用する同条(2)(a)の規定に従うことを条件として、当該国際調査機関にとつて国際調査を行うために有用であると認める当該先の調査に関するその他の書類を、当該国際調査機関に送付することもできる。

- (a) (a)の規定にかかわらず、受理官庁は、二十六年四月十四日までに、国際出願とともに提出された出願人の請求により、国際調査機関に先の調査の結果を送付しないことを決定することができる旨を国際事務局に通知することができる。国際事務局は、この(b)の規定に基づく通知を公報に掲載する。
- (c) 受理官庁の選択により、国際出願が受理官庁として行動する官庁と異なる官庁に提出された一又は二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴い、及び当該官庁が当該先の出願について先の調査を行った場合又は当該先の出願を分類した場合並びに当該先の調査又はその分類の結果が、当該受理官庁が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により当該受理官庁が入手可能である場合には、(a)の規定を準用する。
- (d) 先の調査が同一の国際調査機関若しくは国際調査機関として行動する官庁と同一の官庁によつて行われた場合又は先の調査若しくは先の分類の結果の写しが当該国際調査機関が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により当該国際調査機関が入手可能であることを受理官庁が認識している場合には、(a)及び(c)の規定は、適用しない。
- (e) 二十五年十月十四日において、(a)に規定する写しの出願人の承諾を得ない送付又は(a)に規定するような特定の形式の写しの出願人の承諾を得ない送付が受理官庁の適用する国内法令に適合しない場合には、当該受理官庁がその旨を二十六年四月十四日までに国際事務局に通告することを条件として、(a)の規定は、そのような出願人の承諾を得ない送付が国内法令に引き続き適合しない間、当該受理官庁に提出された国際出願に関し、当該写しの送付又は当該特定の形式の写しの送付については、適用しない。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

七 第四十一規則の表題を次のように改める。

第四十一規則 先の調査及び先の分類の結果の考慮

- 八 41.1の表題を次のように改める。
- 九 41.1の次に41.2として次のように加える。

41.2 他の場合における先の調査及び先の分類の結果の考慮

- (a) 国際出願が、同一の国際調査機関又は国際調査機関として行動する官庁と同一の官庁によつて先の調査が行われた一又は二以上の先の出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該国際調査機関は、国際調査を行うに当たり当該先の調査の結果をできる限り考慮する。

23 (b) 受理官庁が2.2(a)又は(b)の規定に基づいて先の調査の結果若しくは先の分類の結果の写しを国際調査機関へ送付した場合又は当該写しが当該国際調査機関が認めた形式及び方法で、例えば、電子図書館により当該国際調査機関が入手可能である場合には、当該国際調査機関は、国際調査を行うに当たりこれらの結果を考慮することができる。

十 45.2.1(a)中「十九箇月」を「二十二箇月」に改める。

十一 2.1(f)を削る。

十二 86.1(iv)を次のように改める。

- (iv) 公開された国際出願に関し195の規定に基づいて国際事務局に通知された指定官庁及び選択官庁における事象に関する情報